

令和元年 第7回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和元年6月25日(火) 15時00分から16時00分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

| 議席 | 氏名 | 出欠席 | 議席 | 氏名 | 出欠席 |
|----|-------|-----|----|--------|-----|
| 1 | 大島 悟 | ○ | 2 | 日下部 好克 | ○ |
| 3 | 飯塚 信利 | ○ | 4 | 中村 一男 | ○ |
| 5 | 齊藤 幸江 | ○ | 6 | 秋野 春子 | ○ |
| 7 | 森山 松年 | ○ | 8 | 戸田 優 | ○ |
| 9 | 島村 重昭 | ○ | 10 | 富田 高治 | ○ |
| 11 | 岡村 宏一 | ○ | 12 | 中野 勝栄 | ○ |
| 13 | 中山 勝夫 | ○ | 14 | 折原 正英 | ○ |

4. 議事日程

| | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議案第15号 | 農地法3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議案第16号 | 農地法5条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第17号 | 農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について |
| 日程第5 | 議案第18号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について |
| 日程第6 | 議案第19号 | 農業経営基盤強化促進事業について |
| 日程第7 | 議案第20号 | 平成30年度の点検・評価及び令和元年度の活動計画の決定について |
| 日程第8 | | 報告事項 |

5. 農業委員会事務局職員

| | | |
|-----|----------------|-------|
| 事務局 | 事務局長兼産業観光課長 | 長堀 康雄 |
| | 事務局次長兼産業観光課副課長 | 秋谷 裕章 |
| | 農地調整担当主査 | 長瀬 昇之 |
| | 農地調整担当主事 | 久米 美夏 |

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日の出席議員は14名でございます。欠席委員は、なしでございます。定数に達しておりますので、これより令和元年第7回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■番 ■■■■委員」と「■番 ■■■委員」を指名いたします。本日の現地確認委員は、「■番 ■■■■委員」と「■番 ■■■■委員」でございます。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第15号「農地法3条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

本案件は、一部整わない箇所がございましたので、本人の申出により取下げとなりましたことをご報告いたします。以上です。

(会長)

事務局から説明がありましたとおり、本案件は取下げとなります。続きまして、日程第3・議案第16号「農地法5条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■■■■の畑1筆で面積は417㎡でございます。譲受人は■■■にお住まいの方で、譲渡人は■■■■にお住まいの方2名です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■■■のアパートに単身で居住していますが、高齢の両親の介護並びに将来的には同居を考え町内に自己用住宅の建築を希望し、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地でございますので、農振農用地区域内からの除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■■■■および■■■の程近くに位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接

する農地が1筆ございますが、農地所有者からの隣地同意は得ております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は内積みのコンクリートブロック2段および3段を用いて行います。生活排水は、こちらに合併浄化槽を設置し、前面の道路側溝に放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、コンクリートブロック2段および3段で対応しており、また、隣地同意も得ておりますので問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番■■委員)

■番■■です。先ほど事務局と■■■■、■■委員さんと一緒に現地を確認してまいりました。資料のとおり、周りには■■■、■■、■■■■があり、閑静な住宅地となっております。申請地の裏手に畑がございますが、通作路も確保されておりますので、何の問題もないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

他にご意見ございますか。

(■番■■委員)

■番■■です。特に問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

(会長)

他にご意見ございますか。よろしいでしょうか。それではこの件に関しまして「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方挙手願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは、この件に関しまして「やむを得ない」とすることと致します。

続きまして、日程第4・議案第17号「農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

す。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番■■員)

■番■■です。先ほど事務局と■■■■、■■委員さんと一緒に現場を確認してまいりました。一度許可が降りている案件であり、所有者の同意も得ているとこのことですので、特段問題はないと思います。よろしくお願い致します。

(会長)

他にご意見ございますか。

(■番■■員)

■番■■です。こちらの案件についても、特に問題はないと思います。よろしくお願い致します。

(会長)

他にご意見ございますか。よろしいでしょうか。それではこの件に関しまして「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方挙手願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは、この件に関しまして「やむを得ない」とすることと致します。続きまして、日程第5・議案第18号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。今回納税猶予につきまして、はじめてご審議いただく事項になりますので、議案についてご説明させていただきます。

相続税納税猶予制度は、農地の相続人が農業経営を継続する場合などに、一定の要件のもと農地等の相続税額が猶予される制度です。特例農地の期限が20年で免除される場合は、その期限である20年目に到達する1年程前に税務署から農業委員会に特例農地の利用状況の確認依頼があり、農業委員会はそれを受けて現地調査等を実施し、特例農地の状況を税務署に報告します。今回20年確

定が近づいている方が 2 名おりますので、それぞれの方の特例農地の現況について農地として耕作されていることをご確認いただくのが、本議案の審議内容です。

それでは 1 件目についてご説明いたします。納税猶予の対象地ということで、該当の農地が適切に耕作されているか否かの確認をしていきたいと思えます。1 件目は■■■■■にお住いの方で、納税猶予対象は 3 筆です。位置については案内図をご覧ください。こちらが現場の写真になります。写真を見てもわかりますように、適切に耕作されている状況が確認できます。問題ございません。1 件目については以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議願います。ご意見ございますか。
よろしいでしょうか。それではこの件に関しまして「農地として自ら耕作されている」こととしてよろしいでしょうか。賛成の方挙手願います。

<挙手多数>

(会長)

それでは、この件に関しまして「農地として自ら耕作されている」として春日部税務署に報告することと致します。

続きまして、2 件目の案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは 2 件目についてご説明いたします。納税猶予の対象地ということで、該当の農地が適切に耕作されているか否かの確認をしていきたいと思えます。2 件目も■■■■■にお住いの方で、納税猶予対象は 1 筆です。位置については案内図をご覧ください。こちらが現場の写真になります。写真を見てもわかりますように、適切に耕作されている状況が確認できます。問題ございません。以上で「納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」のご説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議願います。ご意見ございますか。
よろしいでしょうか。それではこの件に関しまして「農地として自ら耕作されている」こととしてよろしいでしょうか。賛成の方挙手願います。

<全員挙手>

(会長)

それでは、この件に関しまして「農地として自ら耕作されている」として春日部税務署に報告することと致します。

続きまして、日程第6・議案第19号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は確認すべき案件が10件ございます。審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議願いますが、案件のうち、1番と2番につきましては、それぞれ■■委員・■■委員に関連する案件でございます。宮代町農業委員会会議規則第11条の「議事参与の制限」に該当することから、各案件の説明・審議の際はご退席いただくこととなります。

1件目は、■■委員に関連いたします案件になります。■■委員退席願います。

<■■委員 退席>

それでは、事務局お願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。農業経営基盤強化促進法第18条において、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないため、ご審議いただくものです。

改選後はじめての議案となりますので、議案書の表記についてご説明いたします。議案書をご覧ください。左からご説明します。「利用権の設定を受ける者」は耕作者を示しています。「耕作面積」はその方が現在経営されている面積をアール表記で示してあります。隣の「利用権設定面積」は、登記簿上の地目の面積を表示しております。右に移りまして、「設定する利用権」の項目では、「利用権の種類」、「利用権の内容」、「権利の開始日」、「権利の満了日」、「権利の存続期間」、「借賃」が表記されています。利用権の種類は、借賃が発生する賃貸借と、借賃が発生しない使用貸借の2種類です。利用権の内容は、利用権が設定された農地をどのように活用するかを示しています。左の地目と矛盾する場合がございますが、登記簿上の地目と現況が異なる場合などもございますので、誤りではございません。期間は、3年、5年、10年などそれぞれの契約によって異なります。借賃についてもそれぞれ異なりますが、金銭で納める方法と物納で納める方法があります。隣の欄の「利用権を設定する者」は土地の所有者を示しております。一番右の備考欄は、今回結ぶ契約が新規か更新か等の情報が表示されております。

それでは、資料のご用意をお願いいたします。今月は10件ございますが、議

事参与に該当します、1件目と2件目は個別にご審議いただきます。なお、新規の案件はスクリーンに位置を写しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。

それでは、1件目についてご説明いたします。1件目は更新案件です。権利の設定内容については議案書の通りでございますので、読み上げ等省略させていただきます。以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは1件目の案件についてご審議お願いします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきましては「決定」とすることといたします。■■委員、委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

続きまして、2件目の案件です。こちらは、■■■■委員に関連いたします案件になります。■■■■委員退席願います。

<■■■■委員 退席>

それでは事務局後説明願います。

(事務局)

それでは、2件目についてご説明いたします。2件目は更新案件です。権利の設定内容については議案書の通りでございますので、読み上げ等省略させていただきます。以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは2件目の案件についてご審議お願いします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきましては「決定」とすることといたします。■■委員、委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

続きまして、3 件目以降の案件につきまして事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、新規の案件 4 件についてご説明いたします。

< 議案書に沿って説明 >

以下は更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、3 件目以降の案件につきまして、一括でのご審議願います。

(■■番 ■■委員)

■番目の案件の耕作者は■■■■■の■■■ですね。全部で8反近く耕作していますが、作付けの内訳はどうなっていますか。

(事務局)

ハウスの中ではきゅうりとトマトを作付けしており、その他はきつまいもや、なす、オクラ等の露地野菜です。借りている農地は全てきちんと耕作しています。

(会長)

それでは、3 件目以降につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは3 件目以降につきましては「決定」とすることといたします。

続きまして、日程第7・議案第20号「平成30年度の点検・評価及び令和元年度の活動計画の決定について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

前回案をご審議いただき、その後1ヶ月間縦覧期間を設けました。ホームページや窓口でも公開いたしましたが、提出された意見はございませんでしたので、前回後説明しました内容で提出させていただきたいと思えます。

本日の審議でご決定いただければ、埼玉県に提出し、決定した内容をホームページに掲載することとなります。掲載後は、計画として決定しました内容に従い

まして活動を進めてまいります。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

ご審議願います。この件に関しまして、「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

(会長)

それでは、この件に関しまして「原案のとおり」とすることと致します。続きまして、日程第8「報告事項」について、事務局報告願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項についてご説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が6月10日となっております。10日までに、4条届出が0件、5条届出が3件ございましたことをご報告させていただきます。

また、5条届出の3件目について補足説明します。宮代和戸横町が6月7日付けで市街化区域へ編入されました。当該地域は市街化区域となりましたので、5条届出で物流倉庫への転用の届出がなされた次第でございます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和元年第7回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和元年7月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印